

平成24年9月28日

東濃信用金庫
理事長 市原 好二

相続関連業務の取扱いについて

日頃は、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫は、近年、相続に関わる争いを未然に防ぐため、財産の相続や遺言に関する関心が高まる中、株式会社朝日信託と相続関連業務に関する提携を締結いたしました。

この提携により、お客さまの相続・事業承継等の問題解決をサポートする体制を構築して、お客さまの大切な財産を守り、また、適切に活用するサポート体制を強化いたしました。

当金庫は、今後も一層のサービス向上に努めるとともに、地域貢献に取り組んでまいります。

記

1. 取扱い開始日

平成24年10月1日(月)

2. 相続関連業務

遺言信託業務	公正証書による遺言書の作成から遺言執行まで
遺産整理業務	遺産調査・財産目録作成・遺産分割協議書作成・遺産の名義変更まで
財産承継プランニング業務	事業承継・財産承継プランニング

※ 当金庫は、上記業務に関して、株式会社朝日信託と顧客との契約締結の媒介を行います。

※ 株式会社朝日信託は、法務、税務、財務の専門集団である朝日中央総合事務所グループを設立母体としています。

以 上

お問い合わせ先

東濃信用金庫 営業統括部

業務企画課長 市川 春一

電話 0572-25-2120